

第3弾

小坂町みんなで応援地域商品券

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済の回復支援と個人消費の拡大を促進させるため、町内各事業所で使用できる地域商品券を発行します。

- 対象者** 令和3年1月1日時点で住民基本台帳に登録されている方
- 支給額** 町民1人当たり12,000円(1,000円券×12枚)このうち2,000円分は飲食店での使用に限ります。
1,000円券は半分の500円でも利用できます。

今回は申請方式です。

7月上旬に申請書がお手元に届くよう、現在準備を進めています。

- 申請方法** 原則、郵送で申請してください。
※申請書に返信用封筒を同封します。

- 申請期限** 8月10日(火)※当日消印有効

※商品券の発送時期や利用期間など詳しい内容については、町ホームページまたは広報こさか7月号に掲載します。



©かぶきん

■お問い合わせ先 観光産業課観光商工班(TEL29-3908)

新型コロナウイルス感染症の影響による 保険税・保険料の 減免制度のお知らせ

国民健康保険税・介護保険料・ 後期高齢者医療保険料

新型コロナウイルス感染症の影響により、**令和3年度の収入が令和2年度より減少する見込みの方**を対象に、**保険税・保険料**が減免となる制度があります。

制度により減免の条件や減免額が異なります。詳しくは各担当部署へお問い合わせください。

《国民健康保険税について》

町民課税務班(TEL 29-3904)

《介護保険料について》

福祉課町民福祉班(TEL 29-3925)

《後期高齢者医療保険料について》

町民課町民生活班(TEL 29-3928)

ねんきん 令和3年度 国民年金保険料 免除の申請について



令和3年度分(令和3年7月～令和4年6月)の免除等の受付は、**7月1日**から開始します。

保険料が納め忘れの状態、万一障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられなくなる可能性があります。

経済的な理由等で国民保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」をご活用ください。

また、申請月の2年1か月前まで遡って申請することができますので、申請を忘れていた期間がある方は、町民課町民生活班窓口または鷹巣年金事務所へご相談ください。

■お問い合わせ先

町民課町民生活班(TEL29-3906)

鷹巣年金事務所(TEL0186-62-1490)